

令和 6 年 9 月 12 日

民生常任委員会会議録

塩竈市議会事務局

塩竈市議会民生常任委員会会議録

令和6年9月12日（木曜日）午前10時00分開会

---

出席委員（6名）

菅原善幸委員長

辻畑めぐみ副委員長

鈴木新一委員

今野恭一委員

柏恵美子委員

鈴木悦代委員

---

出席議長団（2名）

鎌田礼二議長

西村勝男副議長

---

欠席委員（なし）

---

説明のために出席した職員

|                          |       |                       |       |
|--------------------------|-------|-----------------------|-------|
| 市長                       | 佐藤光樹  | 副市長                   | 千葉幸太郎 |
| 総務部長                     | 本多裕之  | 市民生活部長                | 高橋五智美 |
| 福祉子ども未来部長                | 長峯清文  | 市立病院事務部長              | 鈴木康弘  |
| 総務部次長兼<br>行財政改革推進<br>専門監 | 佐藤一樹  | 福祉子ども未来部次長<br>兼生活福祉課長 | 鈴木陸奥男 |
| 総務部<br>財政課長              | 佐藤涉   | 市民生活部次長<br>兼市民課長      | 小倉知美  |
| 市民生活部<br>税務課長            | 志野英朗  | 市民生活部<br>浦戸振興課長       | 菊池亮   |
| 市民生活部<br>保険年金課長          | 石村要   | 福祉子ども未来部<br>子ども未来課長   | 鈴木和賀子 |
| 福祉子ども未来部<br>高齢福祉課長       | 山本多佳子 | 市立病院事務部<br>業務課長       | 渡辺敏弘  |
| 市立病院事務部<br>医事課長          | 庄司晃   | 市民生活部<br>市民課市民総務係長    | 阿部俊弘  |

事務局出席職員氏名

|          |        |          |        |
|----------|--------|----------|--------|
| 事務局 長    | 相澤 和 広 | 議事調査係 長  | 石垣 聡   |
| 議事調査係 主査 | 工藤 聡 美 | 議事調査係 主査 | 梅森 佑 介 |

---

会議に付した事件

- 議案第58号 塩竈市手数料条例の一部を改正する条例
- 議案第60号 塩竈市月見ヶ丘霊園条例の一部を改正する条例
- 議案第61号 塩竈市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 議案第62号 塩竈市浦戸諸島開発総合センター条例の一部を改正する条例
- 議案第63号 塩竈市浦戸ステイ・ステーション条例の一部を改正する条例
- 議案第64号 塩竈市地域包括支援センターの事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第75号 令和6年度塩竈市一般会計補正予算
- 議案第76号 令和6年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算
- 議案第77号 令和6年度塩竈市後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 議案第78号 令和6年度塩竈市立病院事業会計補正予算
- 議案第80号 権利の放棄について
- 議案第82号 消費税の過払に係る和解について
- 議案第83号 消費税の過払に係る和解について
- 議案第84号 消費税の過払に係る和解について
- 議案第85号 消費税の過払に係る和解について
- 議案第86号 消費税の過払に係る和解について
- 議案第87号 消費税の過払に係る和解について
- 議案第88号 消費税の過払に係る和解について
- 議案第89号 塩竈市児童館及び塩竈市放課後児童クラブの指定管理者の指定について

午前10時00分 開会

○菅原委員長 おはようございます。

ただいまから民生常任委員会を開会いたします。

本日の委員会におきましては、感染防止の観点から、発言の際にマスクを外していただかなくとも差し支えありません。

本日の審査の議題は、議案第58号「塩竈市手数料条例の一部を改正する条例」、議案第60号「塩竈市月見ヶ丘霊園条例の一部を改正する条例」、議案第61号「塩竈市国民健康保険条例の一部を改正する条例」、議案第62号「塩竈市浦戸諸島開発総合センター条例の一部を改正する条例」、議案第63号「塩竈市浦戸ステイ・ステーション条例の一部を改正する条例」、議案第64号「塩竈市地域包括支援センターの事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」、議案第75号「令和6年度塩竈市一般会計補正予算」、議案第76号「令和6年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算」、議案第77号「令和6年度塩竈市後期高齢者医療事業特別会計補正予算」、議案第78号「令和6年度塩竈市立病院事業会計補正予算」、議案第80号「権利の放棄について」、議案第82号「消費税の過払に係る和解について」、議案第83号「消費税の過払に係る和解について」、議案第84号「消費税の過払に係る和解について」、議案第85号「消費税の過払に係る和解について」、議案第86号「消費税の過払に係る和解について」、議案第87号「消費税の過払に係る和解について」、議案第88号「消費税の過払に係る和解について」、議案第89号「塩竈市児童館及び塩竈市放課後児童クラブの指定管理者の指定について」の19件であります。

これより議事に入ります。

議案第58号、第60号ないし第64号、第75号ないし第78号、第80号及び第82号ないし第89号を議題といたします。

それでは、当局の説明を求めます。佐藤市長。

○佐藤市長 おはようございます。

民生常任委員会のご審査を賜るに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日の委員会で審査をお願いいたします案件は、塩竈市手数料条例の一部を改正する条例など計19か件でございます。各号議案につきましては、この後それぞれ担当課長からご説明いたさせますので、よろしくお聞き取りの上、ご賛同賜りますようお願いをいたします。

以上になります。

○菅原委員長 小倉市民課長。

○小倉市民生活部次長兼市民課長 それでは、市民課から、議案第58号「塩竈市手数料条例の一部を改正する条例」について、ご説明いたします。

初めに、資料No.4、塩竈市市議会定例会議案の10ページをご覧ください。

提案理由にありますとおり、第5次塩竈市行財政改革推進計画に基づき物価高騰の状況や受益者負担の適正化などを踏まえた手数料の見直しを行うため、所要の改正を行おうとするものです。

次に、改正の内容をご説明いたします。

資料No.20の定例会議案資料の5ページをご覧ください。

1の概要は、ご覧のとおりでございます。

2の基本的な考え方についてですが、見直し後の手数料は、原価であるサービス提供経費の反映を基本として算定しております。また、利用者の急激な負担増を抑制するため、見直し後の手数料について、現行の1.5倍を上限とする激変緩和措置を適用しております。そして、原則として3年ごとの定期的な見直しをまいります。

次に、3の算定の考え方及び見直し案ですが、表にございます各種証明書の交付手数料を見直すものです。現在、200円の手数をいただいておりますが、今回の見直しにより100円を増額した300円に改正するものです。

なお、米印にありますとおり、窓口における住民票の写しの交付については、現在同一世帯で4人までを200円とし、4人までを増すごとにさらに200円を加算していましたが、今回の見直しに伴いまして、その加算を廃止することといたします。

6ページをご覧ください。

4のコンビニ交付の場合の手数料の特例についてですが、コンビニでの各種証明書の交付率増加により、非接触による交付ができるほか、来庁者減による窓口の混雑緩和などの効果が期待できることから、当分の間、コンビニ交付の場合も、手数料窓口交付よりも100円減額いたします。

戸籍謄抄本等の交付手数料は、窓口での交付の場合450円ですが、コンビニ交付では350円となります。また、課税所得証明書、住民票の写し、印鑑証明の交付手数料については、窓口では、300円ですが、コンビニ交付の場合は、200円となります。

この施行日につきましては、令和7年4月1日でございます。

なお、同じ資料の3ページ、4ページには、新旧対照表を掲載しておりますので、後ほどご参照願います。

議案第58号「塩竈市手数料条例の一部を改正する条例」の説明は以上となります。

続きまして、議案第60号「塩竈市月見ヶ丘霊園条例の一部を改正する条例」について、ご説明いたします。

資料No.4の12ページをご覧ください。

提案理由にありますとおり、第5次塩竈市行財政改革推進計画に基づき、物価高騰の状況や受益者負担の適正化などを踏まえた、月見ヶ丘霊園の清掃料の見直しを行うため、所要の改正を行おうとするものでございます。

次に、改正の内容をご説明いたします。

資料No.20の10ページをご覧ください。

1の概要はご覧のとおりです。

2の基本的な考え方については、先ほどの手数料条例の一部改正と同様でございます。

3の算定の考え方及び見直し案ですが、月見ヶ丘霊園の清掃料について、1区画につき現行の3,140円を4,710円に改正するものです。

なお、施行日については、令和7年4月1日でございます。

なお、同じ資料の9ページには、新旧対照表を掲載してございますので、後ほどご参照願います。

市民課からの説明は以上となります。よろしくご審査くださいますようお願い申し上げます。

○菅原委員長 石村保険年金課長。

○石村市民生活部保険年金課長 保険年金課から、議案第61号「塩竈市国民健康保険条例の一部を改正する条例」について、ご説明いたします。

資料No.4をご用意願います。

資料No.4の13ページ、資料No.4の13ページです。

この条例改正の理由は、13ページの提案理由に記載のとおり、国民健康保険法一部改正に伴い、令和6年12月2日以降、現行の被保険者証が発行されなくなることから、規定の整備を行うため、所要の改正を行うものでございます。

次に、改正の内容をご説明いたします。

資料No.20の12ページをお開きください。資料No.20の12ページです。

1の概要につきまして、国民健康保険法の改正により、令和6年12月2日から現行の健康保険証の新規発行が終了となります。本市の国民健康保険条例について所要の改正を行うものでございます。

2の改正の内容でございますが、国民健康保険法の規定により、市町村は保険料滞納世帯に被保険者証の返還を求め、これに応じない者に対して10万円以下の過料を科する罰則規定を設けることができるとされております。これを受け、本市においては、国民健康保険条例において被保険者証の返還を求められて、これに応じていただけない方に対し、10万円以下の過料を科する旨を規定しております。

この国民健康保険法に規定されている被保険者証返還及び罰則に係る条文が削られたことにより、本市の国民健康保険条例の被保険者証の返還に係る罰則規定は、法令の根拠を失いますことから、当該条文の削除と引用条項の整理を行うものです。

なお、同じ資料の11ページに、新旧対照表を記載しておりますので、後ほどご参照をお願いいたします。

議案第61号の説明は以上となります。

○菅原委員長 菊池浦戸振興課長。

○菊地市民生活部浦戸振興課長 それでは、浦戸振興課から、議案第62号「塩竈市浦戸諸島開発総合センター条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

資料No.20の定例会議案資料の15ページをお開き願います。15ページになります。

1の概要ですが、第5次行財政改革推進計画に基づき、物価高騰の状況や受益者負担の適正化などを踏まえた浦戸諸島開発総合センター使用料の見直しを行うため、所要の改正を行おうとするものです。

2の基本的な考え方ですが、見直し後の使用料は原価である運営経費の反映を基本として算定します。現行の1.5倍を上限とする激変緩和措置を適用します。

また、市民以外の方が利用する場合の使用料は、市民の1.5倍に設定、冷暖房使用料については実費相当額を設定、また3年ごとの定期的な見直しを実施しております。

3の見直し案ですが、(1)として、市民利用者の利用料金は現行を維持する一方で、市民以外の方が利用する場合は、現行の使用料の1.5倍の金額とします。また、(2)として、冷暖房使用料を1時間当たり100円とします。

4の施行日につきましては、令和7年4月1日としてございます。

議案第62号の説明は以上でございます。

次に、議案第63号「塩竈市浦戸ステイ・ステーション条例の一部を改正する条例」について、ご説明いたします。

同じく、資料No.20の定例会議案資料の17ページをお開き願います。17ページになります。

1の概要と2の基本的な考え方につきましては、先ほど説明しましたセンター条例と重複いたしますので省略いたします。

3の見直し案ですが、1として、体育館の使用料を表のとおり改正します。区分ごとに1,270円から1,520円の見直し幅となります。

(2)として、市民以外の方が利用する場合は、現行の利用使用料の1.5倍の金額とします。

また3として、冷暖房使用料を1時間当たり100円と設定するものでございます。

4の施行日につきましては、令和7年4月1日としてございます。

浦戸振興課からの説明は以上となります。よろしくお願ひします。

○菅原委員長 山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長 続きまして、高齢福祉課から議案第64号「塩竈市地域包括支援センターの事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について、ご説明いたします。

恐れ入りますが、資料No.4、17ページをお開き願います。

こちらは、地域包括支援センターの事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の改正条例案文を記載しております。

18ページの上段の提案理由でございますが、介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令に伴い、所要の改正を行うとするものです。

内容の説明は、資料No.20で行わせていただきます。

資料No.20の21ページをお開き願います。

1の概要でございますが、介護保険法施行規則の一部改正により、地域包括支援センターの人員確保が困難な状況を踏まえ、令和6年4月1日から、地域包括支援センターの職員配置基準が改められ、柔軟な職員配置を行うことが可能となりました。このため、塩竈市地域包括支援センターの事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例を改正しようとするものです。



2の主な改正内容でございますが、表に記載しております2点となります。

1つ目が、常勤換算方法による職員配置を可能とするもので、具体的には、原則として常勤専従となっている保健師、社会福祉士、介護支援専門員、またはこれらに準ずる者、3職種の配置について、地域包括支援センター運営協議会が必要と認めるときには、非常勤の職員を常勤職員が勤務すべき時間数に換算して配置することができるようにするものです。

2つ目は、複数圏域の高齢者数の合算による配置基準の緩和を可能とするもので、第1号被保険者、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに3職種を常勤で配置しているものを、地域包括支援センター運営協議会が必要と認めるときには、複数圏域の第1号被保険者を合算し、3職種を地域の実情に応じて配置することができるようにするものです。

説明の補足といたしまして、下の参考図をご覧ください。

図は例示となりますが、左側の図は、介護保険法施行規則改正前で、1圏域ごと3職種を配置しております。右側の図は、改正後で、3圏域を合算して9名の配置となっており、2職種は配置が必要であることを踏まえ、各圏域でそれぞれ可能な職種を配置しております。

3、施行日でございますが、公布の日としております。

なお、同じ資料の18から20ページには、条例案の新旧対照表を記載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

議案第64号「塩竈市地域包括支援センターの事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」についての説明は以上となります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○菅原委員長 小倉市民課長。

○小倉市民生活部次長兼市民課長 それでは、市民課から、議案第75号「令和6年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、市民課に係る補正予算についてご説明いたします。

初めに議案資料において事業の説明をさせていただきます。資料No.20の74ページをお開きください。20番の74ページでございます。

町内会等コミュニティ強化支援事業についてでございます。

まず1の概要ですが、地域住民の交流促進と集会所のにぎわいを創出するため、子供、大人、高齢者の誰もが気軽に集まり、町内会活動に参加してもらえるような集会所等の環境づくりを支援する取組を行おうとするものでございます。

次に、2の事業内容についてですが、集会所またはコミュニティーセンターで利用していた

多く地域コミュニティーの形成に資する用品を町内会等に配付するものです。

配付する用品といたしましては、囲碁、将棋、健康マージャン、ボードゲームなどを想定しており、市が指定した用品の中から上限3万円までで、3から5種類程度選定していただきます。

3の事業費及び財源内訳については、事業費は150万円で、全額一般財源となっております。

4の今後の予定といたしましては、本定例会においてお認めいただきました後は、10月以降、お試し体験会を実施し、実際に実物をご覧いただきながら申込み方法などを説明した後、申請受付を行い、12月以降に用品の購入、配付、使用開始を予定しております。

続きまして、予算の内訳についてご説明いたします。

資料No.18の8ページ、9ページをご覧ください。資料No.18の8ページ、9ページになります。

先に歳出予算からご説明いたします。

第2款総務費第1項総務管理費第7目企画費第10節需用費、消耗品として150万円を増額補正するものでございます。これは事業内訳にございました町内会等コミュニティ強化支援事業として計上するものでございます。

次に、同じ資料の6ページ、7ページをお開きください。同じ資料の6ページ、7ページで、歳入予算についてご説明いたします。

第19款繰入金第1項基金繰入金第1目財政調整基金繰入金第1節財政調整基金繰入金の3,063万5,000円のうち150万円を計上しております。

市民課から町内会等コミュニティ強化支援事業の説明は以上となります。よろしくご審査くださいますようお願い申し上げます。

○菅原委員長 鈴木生活福祉課長。

○鈴木福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長 生活福祉課からは、議案第75号「令和6年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、障がい者福祉システムの改修について、ご説明申し上げます。

資料No.20、議案資料76ページをご覧ください。76ページになります。

概要ですが、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス等が円滑に提供されるため、障がい者福祉システムの改修を行おうとするものでございます。

改修内容についてですが、令和7年4月までに対応可能となります障害福祉サービスに関する事務手続の簡素化等についてのシステム改修を行います。

1つ目は、就学前未就学児の発達支援無償化に係る認定手続の簡素化、2つ目は、同一世帯に複数の障がい児がいらっしゃる世帯を、負担上限額の管理を書面からオンライン管理にするものでございます。

事業費及び財源内訳ですが、事業費473万円、財源内訳といたしまして、国の地域生活支援事業費補助金236万4,000円、一般財源236万6,000円になります。

今後の予定でございますが、議会でお認めいただいた後、年内に委託契約手続を行い、年度末までにシステム改修を完了し、新年度当初から運営開始を予定しております。

次に、当事業に係る予算についてご説明をいたします。

資料No.18、補正予算説明書10ページ、11ページをご覧ください。10ページ、11ページになります。

説明の都合上、歳出からご説明申し上げます。

第3款民生費第1項社会福祉費第7目障害者総合支援費第12節委託料といたしまして、473万円になります。

次に歳入ですが、同じ資料の6ページ、7ページをご覧ください。6ページ、7ページになります。

第15款国庫支出金第2項国庫補助金第2目民生費国庫補助金第1節社会福祉費補助金といたしまして236万4,000円。

第19款繰入金第1項基金繰入金第1目財政調整基金繰入金3,063万5,000円のうち236万6,000円を充当するものでございます。

障がい者福祉システムの改修に係る説明につきましては以上となります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○菅原委員長 石村保険年金課長。

○石村市民生活部保険年金課長 議案第75号「令和6年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、児童手当事業費について、ご説明いたします。

初めに、事業内容をご説明いたします。資料No.20、定例会議案資料の75ページをお開きください。資料No.20の75ページです。

児童手当の拡充について、ご説明いたします。

1の概要でございます。この補正予算は、児童手当法の改正に伴う令和6年10月分以降の手当支給額の拡充分を計上するものです。

2の事業内容拡充の内容ですが、今回の手当拡充のポイントは大きく4点ございます。

(1)の所得制限の撤廃から(3)第3子以降の加算までにつきましては、支給額の拡大と支給対象年齢を引き上げる内容となっております。

(4)の支給月の変更につきましては、手当を支給するタイミングを4か月ごとの年3回から2か月ごとの年6回に改める内容となっております。

3の申請手続ですが、既に児童手当を受給されている方々には、申請不要で額の改定を行い、一方、新たに支給対象となる方々、例えば高校生年代の親御さんですとか、所得制限によって支給対象外となっている方々については手続に必要な通知を市から送らせていただきまして、支給に要する手続を進めてまいります。

4の事業費、財源内訳といたしましては、事業費1億6,259万円のうち、国庫負担として1億2,816万円、県費負担として1,721万4,000円、一般財源として1,721万6,000円をそれぞれ計上しております。

5の今後の予定でございますが、新たに支給対象となる方々への通知を送らせていただき、申請の受付を開始するとともに、順次、手当額の決定を行ってまいります。

なお、手当拡大後の最初の支給月は12月を予定しております。

次に、本件に係る予算科目についてご説明いたします。説明の都合上、歳出予算から説明します。

資料No.18、補正予算説明書の10ページ、11ページをお開きください。資料No.18の10ページ、11ページです。

第3款民生費第2項児童福祉費第2目児童措置費に補正額1億6,259万円を、児童手当制度改正後増額分として計上しております。

この財源となる歳入については、同じ資料の6ページ、7ページをお開きください。6ページ、7ページです。

第15款国庫支出金第1項国庫負担金第1目民生費国庫負担金の第2節児童福祉費負担金に、1億2,816万円。

第16款県支出金第1項県負担金第1目民生費県負担金の第1節児童福祉費負担金に1,721万4,000円を計上しております。

また、第19款繰入金第1項基金繰入金第1目財政調整基金繰入金に一般財源の負担分といたしまして、3,063万5,000円のうち、1,721万6,000円を計上しております。

保険年金課からは以上となります。よろしくお願ひいたします。

○菅原委員長 鈴木生活福祉課長。

○鈴木福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長 議案第75号「令和6年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、生活保護業務関係システムの改修についてご説明申し上げます。

議案資料、失礼しました、資料No.20、議案資料77ページをご覧ください。77ページになります。

概要ですが、生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律の施行に伴い、制度改正に対応するため、生活保護業務関係システムを改修するものでございます。

制度概要及び本市の対応についてですが、1つ目といたしまして、進学準備給付金に係る改正では、「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に名称を改め、被保護者世帯員が高校卒業後、就職に際し新生活を立ち上げる費用を支援するため、転居する場合には30万円、同居のまま世帯員が保護廃止となる場合は10万円の一時金を支給するものです。

2つ目といたしまして、就労、増収などを通じて、生活保護から自立への意欲を喚起する取組を強化するため、就労により自立した際に支援する就労自立支援給付金の算定方法の見直しを行うものです。改正前後の算定方法につきましては、下に記載のとおりでございます。

事業費及び財源内訳ですが、事業費149万6,000円、財源内訳といたしまして、国の生活困窮者就労準備支援事業費等補助金74万8,000円、一般財源74万8,000円になります。

今後の予定でございますが、議会でお認めいただいた後、生活保護業務関係システムの改修に係る契約手続を経て改修を行う予定となっております。

次に同事業に係る予算についてご説明申し上げます。

資料No.18、補正予算説明書10ページ、11ページをご覧ください。10ページ、11ページになります。

説明の都合上、歳出からご説明申し上げます。

第3款民生費第3項生活保護費第1目生活保護総務費第12節委託料といたしまして149万6,000円になります。

次に、歳入ですが、同じ資料の6ページ、7ページをご覧ください。6ページ、7ページになります。

第15款国庫支出金第2項国庫補助金第2目民生費国庫補助金第2節生活保護費補助金74万8,000円。

第19款繰入金第1項基金繰入金第1目財政調整基金繰入金3,063万5,000円のうち74万8,000円を充当するものでございます。

生活保護業務関係システムの改修についてに係る説明は以上で終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○菅原委員長 山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長 高齢福祉課から、議案第76号「令和6年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算」について、ご説明申し上げます。

資料№18、補正予算説明書の18ページ、19ページをお開きください。総括表をご覧ください。歳入歳出それぞれ1,114万7,000円を増額し、補正後の額を57億9,874万7,000円とするものです。

まず、歳出からご説明いたします。

同じ資料の22ページ、23ページをお開きください。

第7款諸支出金第1項償還金及び加算金第2目国庫支出金等返還金でございます。

説明欄記載のとおり、国庫補助金等精算還付金として合計1,114万7,000円を追加するものでございます。これは社会保障診療報酬支払基金から40歳から64歳までのいわゆる第2号被保険者分として概算交付されている介護給付費交付金、地域支援事業支援交付金について、令和5年度分の額の確定に伴い精算を行うものです。

当該交付金の受入れ超過分を当該基金に返還するために計上するもので、例年この時期の9月定例会におきまして、同様の補正を行っております。

次に歳入でございます。

恐れ入りますが、20ページ、21ページをお開きください。

第7款繰入金第2項基金繰入金第1目財政調整基金繰入金として、歳出と同額の1,114万7,000円を追加するものでございます。

これは、歳出予算に計上いたしました返還金の原資として、財政調整基金から取り崩し、歳入に繰り入れるものです。

議案第76号の説明は以上となります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○菅原委員長 石村保険年金課長。

○石村市民生活部保険年金課長 議案第77号「令和6年度塩竈市後期高齢者医療事業特別会計補正予算」についてご説明いたします。

資料No.18、補正予算説明書の26、27ページをお開きください。資料No.18の26、27ページです。

総括でございますが、歳入歳出それぞれ補正額の欄に記載のとおり、1,355万7,000円を追加し補正後の予算9億3,605万7,000円とするものです。

歳出からご説明いたします。同じ資料の30ページ、31ページをお開きください。30ページ、31ページ。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金第1項後期高齢者医療広域連合納付金第1目後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、説明欄に記載のとおり、後期高齢者医療広域連合納付金として1,191万6,000円を追加するものです。これは前年度からの繰越金のうち、広域連合に納付する金額を計上するものでございます。

次に、32、33ページをお開きください。32ページ、33ページです。

第3款諸支出金第1項償還金及び還付加算金第1目保険料還付金でございますが、説明欄に記載のとおり、過誤納還付金及び還付加算金として164万1,000円を追加するものです。これは前年度からの繰越金のうち、令和5年度決算時点における還付未済額を被保険者に還付するため計上するものです。

続いて、歳入をご説明いたします。

同じ資料の28、29ページをご覧ください。28、29ページです。

第5款繰越金第1項繰越金第1目繰越金に歳出と同額の1,355万7,000円を追加しておりますが、こちらは令和5年度決算の収支差額分を計上しております。

議案第77号の説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○菅原委員長 渡辺業務課長。

○渡辺市立病院事務部業務課長 市立病院からは、議案第78号「令和6年度塩竈市立病院事業会計補正予算」について、ご説明いたします。

資料No.19の令和6年度塩竈市立病院事業会計補正予算の3ページをお開き願います。

第2条の債務負担行為をすることができる事項と期間及び限度額を定めるものです。

事項としては、医事業務等委託、連帯保証人代行業務委託です。

次に、期間は医事業務等委託については、令和6年度から令和8年度、連帯保証人代行業務委託については令和6年度から令和9年度と設定しております。

限度額は医事業務等委託の限度額は2億1,000万、連帯保証人代行業務委託は1,000万円と設定しております。

4 ページをお開き願います。

債務負担行為に関する調書でございます。それぞれ事項、限度額などを記載しております。

年度末までの支払義務発生予定額はありません。

当該年度以降の支払義務発生予定額には、期間、金額を記載しております。

財源の内訳につきましては、病院事業収益において、設定しております。

議案第78号の説明につきましては、以上でございます。よろしく申し上げます。

次に、市立病院の議案第80号です。

資料No.4の令和6年度、第3回塩竈市議会定例会議案、資料No.20の議案資料でご説明いたしますので、ご用意ください。

それでは、まず資料No.4の令和6年度第3回塩竈市定例会議案の46ページをお開き願います。

今回、病院事業に関わる診療費及び介護サービス利用料における債権の権利を放棄することについて、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案資料でご説明いたしますので、資料No.20の第3回市議会定例会議案資料84ページをお開き願います。

1の概要ですが、塩竈市立病院の診療費及び介護サービス利用料において、消滅時効が発生している債権について、今回、権利の放棄をしようとするものであります。

2の塩竈市立病院の診療費及び介護サービス利用料についてですが、入院診療、外来診療等に要した費用及び介護保険によるサービス利用料で塩竈市立病院の使用料及び手数料条例に基づき請求しているものとなっております。

3の権利の放棄の内容ですが、権利の内容は記載のとおりとなります。

(2)の債権額でございますが、314万8,352円。

3の債務者等の数ですが、87人、4の債権件数は111件であり、この放棄の理由につきましては、滞納が発生した後に督促や催告、分納誓約書の取り交わしなどを実施してまいりましたが、返済をされず未回収のまま時効期間が経過し、消滅時効が完成したことから今回権利を放棄するものであります。

6の時効期間であります。診療費につきましては3年、介護サービス利用料は10年となっております。

7の債権の管理状況であります。未納が確認された後、台帳管理し、その後督促状を納付



後でも納入がない場合、訪問徴収を実施して、滞納者に応じて分納誓約を取り付け、それでもなお未納である場合、所在調査を実施し、必要に応じて法律事務所に委託を行ってまいります。

5の債権内訳ですが、平成22年度から令和元年度までの債権で111件、総額で314万8,352円となっております。

5の今後の日程ですが、議案をお認めいただいた後、債権放棄の処理を行います。

議案第80号の権利の放棄については、説明は以上となります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○菅原委員長 鈴木生活福祉課長。

○鈴木福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長 生活福祉課から、議案第82号「消費税の過払に係る和解について」ご説明申し上げます。

議案第82号ないし第88号につきましては、消費税の過払に係る和解について、契約相手方ごとに議案を分割させていただいておりますが、提案理由をはじめ、概要及び和解条項が同一でありますことから、議案第83号ないし88号につきましては、議案第82号との相違点のみご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

初めに概要についてご説明申し上げます。

資料No.20、議案資料86ページ、87ページをご覧ください。86ページ、87ページになります。

こちらは議案第82号ないし議案第88号の共通資料となっております。

概要ですが、社会福祉事業の業務委託の一部におきまして、本来、非課税事業として取り扱うべき事業を誤って課税事業として取り扱い、消費税相当額分を受託者に過払いしていたことが判明いたしました。過払いした消費税相当額の返還について、これまで受託者と協議を行ってまいりましたが、全額返還が困難であるとの申出を受けましたことから、消費税の更正期間を過ぎた一部の債権を放棄し、受託者の事情に応じて残金を一括または分割で返還させる和解契約を締結しようとするものでございます。和解内容につきましては和解件数7件、和解内容は表でお示ししたとおりでございます。

なお、議案第82号については受託者A、過払い消費税請求可能額は790万300円、和解契約による返還額は394万5,900円、債権放棄額は395万4,400円とし、返還方法は分割となります。

経過と原因についてです。

昨年7月に介護事業に係る消費税の取扱いに過誤があった他市の情報を得て、本市の状況に

ついて精査をしたところ、福祉子ども未来部3課におきまして同様の過誤が判明いたしました。

原因につきましては、関係法令などの確認が不十分であったことによるものです。

本市における過払い消費税の概況といたしましては、受託者数は、和解協議7件を含む10事業者で、過払い時期は最大で、平成26年度から令和5年度まで、事業によりまして、過払い期間は2年間から10年間となります。10事業者合計の過払い消費税額は6,050万6,371円のうち、和解協議が7件、6,005万8,296円、全額返還が3件で44万8,075円となります。

なお、全額返還3件分につきましては、過払い期間が5年未満の委託事業であり、消費税の更正可能期間である5年以内のため、更正手続による消費税の還付が受けられることから、一括返還の合意を得たところでございます。

返還請求に当たっての市の基本的な方針と受託者との協議につきましては、市顧問弁護士との協議を踏まえ、請求整理期間などを整理し、基本的方針を定め受託者と協議を進めてまいりました。

初めに、不当利得返還請求権を行使する期間につきましては、民法703条で規定する不当利得返還請求権では、法律上の原因なく利益を得たものに対して損失を被った者が当該利益の返還を求めることができますが、同法第166条第1項に規定する債権など、消滅時効により、平成26年まで遡及して返還請求を公示することができます。

次に、受託者の消費税の更正請求につきましては、国税通則法第23条に基づき、法定申告期限から5年以内で消費税の更正請求が可能となります。税務署が更正請求を認めた場合、過払い消費税相当額が還付されます。

こうした状況を踏まえまして、基本方針につきましては、受託者が更正請求により還付が可能となる令和元年から令和5年までについて返還請求を行い、平成30年度以前につきましては、受託者に新たな負担が発生することから、返還を求めないことといたします。

最後に、返還方法につきましては、一括返還を原則といたしますが、一括返済が困難な場合、決算書など根拠資料に基づきます経営指標の分析を行い、分割納付の有無及び分割期間について受託者と協議を行ってまいりました。受託者との協議経過につきましては、下に記載させていただいているとおりでございます。

国県への補助金返還につきましては、過払い消費税のうち、国、県からの補助金を財源に支払った金額については、今後、返還が必要となります。

最後に、今後の予定についてですが、議会でお認めいただいた後、受託者との和解契約を締結し、受託者からの返還手続を進め、年度末をめどに国県へ補助金の返還を行ってまいります。

和解契約を締結しようとする相手方につきましては、資料No.4-2、4-2の4ページをご覧ください。4ページをご覧ください。

次に、和解契約の内容についてご説明いたします。

資料No.4、48ページ、49ページをご覧ください。資料No.4の48ページ、49ページになります。

当事者は、甲といたしまして塩竈市、乙といたしまして相手方になります。

概要についてですが、今ほど議案資料でもご説明いたしました記載のとおりとなっております。

和解条項についてご説明申し上げます。和解条項をご覧ください。

甲乙両当事者は、債権者甲の債務者乙に対し、消費税過払債権金790万300円（以下「本件債権」という。）について、次のように、和解契約を締結する。

第1条、債務者乙は、債権者甲に対し、本件債権のうち、金394万5,900円を限度においてその債務を承認し、債権者甲はその余りの額について債権放棄をする。

第2条、債務者乙は、前条の承認に係る金394万5,900円を下記のとおり分割し、各回月末日限り、債権者甲に支払わなければならない。

(1) 分納金、①金32万8,825円。②支払期限は、1月末日、4月末日、7月末日、10月末日。

(2) 支払期間、令和7年1月末日から令和9年10月末日までの12回払い。

第3条、債務者乙は、前条の分納金の支払を2回怠りその額が65万7,650円に達したときは、当然に期限の利益を失い、債権者甲に対し、前条の分納金額から既払い金を控除した残金及びこれに対する期限の利益を失った日の翌日から支払い済みまで年14.6%の割合による遅延損害金を支払わなければならない。

第4条、債権者甲と債務者乙は、この和解契約書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、協議の上、決定するものとする。

第5条、債権者甲と債務者乙は、本件債権に関し、両当事者間には、本和解契約書に定めるもののほか何らの債権、債務のないことを相互に確認する。

以上が和解条項の内容となります。

議案第82号「消費税の過払に係る和解について」の説明は、以上となります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○菅原委員長 鈴木子ども未来課長。

○鈴木福祉子ども未来部子ども未来課長 続きまして、子ども未来課より、議案第83号、第84号です。第82号のように「消費税の過払に係る和解について」ご説明させていただきます。

資料No.20、議案資料86ページをご覧ください。

議案第83号につきましては、受託者B、議案第84号については受託者Cとなります。受託者Bにつきましては、過払い消費税請求可能額68万4,640円、和解契約による返還額、30万848円。債権放棄額38万3,792円とし、返還方法は一括となります。

受託者Cにつきましては、過払い消費税請求可能額、77万1,653円、和解契約による返還額、51万2,860円、債務放棄額25万8,793円とし、返還方法は一括となります。

次に、資料No.4、定例会議案50ページをご覧ください。

議案第83号「消費税の過払に係る和解について」でございます。

2番概要、3番和解条項については記載のとおりとなります。

同資料52ページをご覧ください。

議案第84号「消費税の過払に係る和解について」でございます。

こちらも2番概要、3番和解条項については記載のとおりとなります。和解契約を締結しようとする相手方につきましては、資料No.4－2定例会議案別紙つづり5ページ、6ページをご覧くださいと思います。

議案第83号の相手方につきましては、5ページ記載のとおりでございます。

続きまして、6ページ議案第84号の相手方についても記載のとおりとなります。

議案第83号、第84号についての説明は以上となります。ご審議くださいますようよろしくお願いいたします。

○菅原委員長 山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長 高齢福祉課から、議案第85号ないし第88号「消費税の過払に係る和解について」ご説明いたします。

資料No.20、議案資料86ページをご覧ください。

議案第85号については、受託者D、議案第86号については、受託者E、議案第87号については受託者F、議案第88号については受託者Gとなります。

受託者Dについては、過払い消費税請求可能額、1,233万619円。和解契約による返還額663万2,541円。

債権放棄額569万8,078円とし、返還方法は、一括になります。

受託者Eについては、過払い消費税請求額1,176万3,964円。和解契約による返還額700万9,513円、債権放棄額475万4,451円とし、返還方法は分割になります。

受託者Fについては、過払い消費税請求額1,509万5,115円、和解契約による返還額763万5,896円、債権放棄額745万9,219円とし、返還方法は、分割になります。

受託者Gについては過払い消費税請求額1,151万2,005円。和解契約による返還額680万9,142円、債権放棄額470万2,863円とし、返還方法は一括になります。

次に、資料No.4、54ページをご覧ください。

議案第85号「消費税の過払に係る和解について」です。

2、概要、3、和解条項については、記載のとおりとなります。

資料56ページをご覧ください。

同様に、議案第86号「消費税の過払に係る和解について」です。

こちらも2、概要、和解条項については記載のとおりとなります。

同資料58ページをご覧ください。

同様に、議案第87号「消費税の過払に係る和解について」です。

こちらも、概要、和解条項については記載のとおりとなります。

60ページをご覧ください。

同様に、議案第88号「消費税の過払に係る和解について」です。

こちらも、2、概要、3、和解条項については、記載のとおりとなります。

和解契約を締結しようとする相手方につきましては、資料No.4-2、7ページないし10ページをご覧ください。

7ページをご覧ください。

議案第85号の相手方につきましては、記載のとおりとします。

8ページをご覧ください。

議案第86号の相手方につきましては、記載のとおりとなります。

9ページをご覧ください。

議案第87号の相手方につきましては、記載のとおりとなります。

10ページをご覧ください。

議案第88号の相手方につきましては、記載のとおりとなります。

議案第85号ないし第88号についての説明は、以上となります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○菅原委員長 鈴木子ども未来課長。

○鈴木福祉子ども未来部子ども未来課長 子ども未来課から、議案第89号「塩竈市児童館及び塩竈市放課後児童クラブの指定管理者の指定について」ご説明いたします。

資料No.、定例会議案の62ページをお開き願います。（「何ぼ、何ぼ」「資料番号」の声あり）

資料No.4、定例会議案の62ページをお開きいただきたいと思います。すみません、失礼いたしました。

この議案につきましては、提案理由にありますとおり、塩竈市児童館及び放課後児童クラブの指定管理者候補者として選定した団体を、指定管理者に指定しようとするものでございます。

指定する団体は2番に記載されております、東京都豊島区の労働者協同組合ワーカーズユープ・センター事業団で、指定期間は令和7年4月1日から令和12年3月31日まででございます。

それでは、指定管理者候補者の概要をご説明いたします。

資料No.20、89ページをご覧ください。

この団体は平成13年9月に設立された労働者協同組合です。

従業員数は正職員2,053人、臨時職員2,955人となっております。

6番の活動内容の主な事業でございますが、活動内容としては、7番、保育、学童保育、子育て支援事業、16番、指定管理者制度による公共施設等の管理運営事業のほかに、1から18番にありますとおり、介護サービス高齢者支援、障害者福祉サービスなど、福祉に関する様々な事業を行っております。

なお、児童館及び放課後児童クラブの運営実績につきましては、7番記載のとおり、児童館は全国で74か所、県内では仙台市で8か所、また、放課後児童クラブは全国で286か所、うち県内では仙台市で8か所の運営を行っております。

次に、指定管理者選定結果についてご説明いたします。

同資料90ページをお開きいただきたいと思います。

まず、1、選定の経過ですが、今年4月24日に第1回の選定委員会を開催し、選定基準等を協議いたしました。5月1日から募集要項及び仕様書の公開配布を行い、2か月間公募を行いました。6月28日までに4つの事業者から申請がありました。7月30日のプレゼンテーションヒアリングにおいては、4事業者が参加いたしました。同日、第2回の選定委員会を開催し、選定審査を行いました。選定審査の際の選定委員会は、本市職員と外部職員の合計8名で構成され、このうち外部職員としては、大学教授、小学校の校長、放課後児童クラブ利用児童の保護者に加わっていただき、審査を行いました。

次に、2番の審査の概要でございますが、8名の選定委員が施設運営等に係る12の評価項目を5段階で評価し、比重をかけ提案内容と価格評価の8名の合計点数を2,800点満点とし、その6割以上の1,680点を上回った場合、候補者を選定することといたしました。

3番の審査の結果でございますが、選定委員8名の評価点数の合計が2,233点であり、最低基準内の6割を上回ったため、労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団を指定管理者の候補者に選定したものでございます。

評価のポイント及び総括は、記載のとおりでございますが、評価ポイント3つ目でございます放課後児童クラブに関して事業者と利用児童、保護者及び学校との信頼関係を築き、安定的な運営を維持してきたこと、また今後もそれが期待できることや、4つ目のこれまでの取組の中で、事業者が利用者、地域の課題と捉えている居場所づくり、学習力の向上、配慮を必要とする児童への支援等の評価ポイントから、平成29年度からの指定管理期間における実績が評価されたものと考えております。

次に、評価点数をご説明いたしますので、91ページをご覧ください。

4番の選定基準項目と評価点数ですが、評価項目1の団体としての運営理念及び基本方針等についてから、12の提案見積金額までの12項目で、項目ごとの評価得点は表記載のとおりでございますが、総合計が一番下の記載のとおり2,800点満点中、2,233点となったものでございます。

なお、92ページからは、募集要項、業務仕様書を記載しておりますので、ご参照願います。

議案第89号「塩竈市児童館及び塩竈市放課後児童クラブの指定管理者の指定について」の説明は以上でございます。ご審査について、よろしく願いいたします。

○菅原委員長 これより質疑を行います。委員各位のご発言をお願いいたします。

なお、質疑の際には、資料番号及び該当ページをお示しの上、ご発言くださるようお願いいたします。鈴木委員。

○鈴木（新）委員 鈴木新一です。質疑させていただきます。

まず、議案第60号、この、「資料番号」の声あり）資料No.20の11ページでございます。

塩竈市月見ヶ丘霊園条例の一部を改正ですね。内容として、第5次塩竈市行財政改革推進計画に基づいて、物価高騰を踏まえて、清掃料の見直しということでございます。サービス提供経費ということで、現行の年間3,140円から4,750円、1.5倍、最大、ということで、1,570円が上がっております。ちょっと質問させていただきます。

この年間の作業の内訳、年間どのぐらいの回数と、どの月で清掃の作業を行っているのかお聞かせください。

○菅原委員長 小倉市民課長。

○小倉市民生活部次長兼市民課長 月見ヶ丘霊園条例の一部改正の関係で、清掃をどのように行っているのか、回数はどの程度なのかというご質問をいただきました。

清掃に関しましては、清掃委託を行っております。それで、まずは通常清掃ということで、春、それから夏に関しましては、週2回、清掃をお願いしています。また、秋と冬の期間におきましては、週1回、清掃をお願いしているところです。また、そのほかにも、草刈り、集中除草ということで、5月から9月の間で、毎月草が生い茂ったときに草刈りをお願いしているということですか、それからお盆、お彼岸の8月、9月、3月には、特別清掃ということで、集中的な清掃、その前後、その期間中をお願いしているところです。また、ごみの搬出に関しましては、通常月2回程度、年間50回を、ごみの搬出をお願いしているということになります。よろしく願いいたします。

○菅原委員長 鈴木委員。

○鈴木（新）委員 すみません。ありがとうございます。具体的に答えていただきまして、ありがとうございます。結構な数のね、清掃と草刈りと同時にやっているということで、ありがとうございます。

私も近所に住んでいるものですから、非常に散歩がてら通っているときれいだなど。それに加えて、階段とか桜の木とかそういうものの整備とか、補修みたいなのか、おやりになっているんでしょうかね。

○菅原委員長 小倉市民課長。



○小倉市民生活部次長兼市民課長 利用者の方に、木が随分生い茂っているので、伐採などしてほしいですとか、のり面ですとか階段、そういったところの崩れたところがある場合は、臨時的に、そういったところの補修をしているところです。また、木の伐採のご要望をいただいていることに関しましては、委託で対応していることのほか、職員が直接、特にお盆期間ですとか、そういったところで利用者がお墓参りを気持ちよくしていただくということで、職員自ら除草ですとか、樹木の伐採、そういった作業をしているところになります。よろしくお願いたします。

○菅原委員長 鈴木委員。

○鈴木（新）委員 ありがとうございます。職員自らですね、やっていただいているということで、ありがとうございます。

この件、最後に全体的にどのぐらいの人数がこの作業されているのかなという、人数というか、派遣なのか分かりませんが、教えていただければ。

○菅原委員長 小倉市民課長。

○小倉市民生活部次長兼市民課長 先ほどお話ししました通常清掃に関しましては、1回につきまして2名の方に1回6時間程度の作業をしていただいているところです。また、先ほどの集中除草に関しましては、1回につき20人程度で行うということをお願いしているところです。特別清掃につきましても、同様に、20人までとはいきませんが、同様の人数ということをお願いしているところになります。

○菅原委員長 鈴木委員。

○鈴木（新）委員 ありがとうございます。結構な数で管理をしてもらってまして、1年間通してね、ぜひ維持管理をしていただきながら、特に夏場の熱中症ですね。あと作業中の事故とかけがないように、価格も1.5倍ということになった経過もございますので、気をつけて維持管理をお願いしたいと思います。

次、いいですか。

次、質問させていただきます。

議案第64号、資料No.20の、21ページですね。お開きください。

塩竈市地域包括支援センターの事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正ということで、地域包括支援センターの人材確保が困難で状況を踏まえて人材を配置する。そして、3職種の方以外にも、非常勤の委員の方を協議会で協議して増やしたのを正式、正

社員の金額で換算するというお話でございます。

まず、1、2、質問ですが、市内の地域包括支援センター3職種ね、保健師と社会福祉士、主任介護支援専門員というのは、どのくらいおられるものなんですかね、塩竈市では。

○菅原委員長 山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長 ご質疑が、保健師、それから社会福祉士、そして主任介護支援専門員の市内の総数ということだったかと思うのですが、そちらは、申し訳ございません、把握はしてございません。以上でございます。

○菅原委員長 鈴木委員。

○鈴木（新）委員 分かりました。地域包括支援センターに勤めているその範囲が分からないということですね。

○菅原委員長 山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長 失礼いたしました。市内の地域包括支援センターの人員ということでございます。

こちらはですね、3職種、1名ずつ基本事業の事業としては配置しておりますほか、追加したりいたしている部分も含めて、保健師につきましては、浦戸も含めまして、準ずる者も含めまして7名、社会福祉士につきましては、7名、そして、主任介護支援専門員につきましては、6名の配置をしている状況でございます。こちらは追加委託も含めてのものでございます。

○菅原委員長 鈴木委員。

○鈴木（新）委員 ありがとうございます。

それで、その地域包括支援センターの中で、その3職種も含めてですね、どのような業務で、多分少ないでしょうけれども、一番の課題というのは、現在何なのかなということをお聞きしたいです。

○菅原委員長 山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長 地域包括支援センターの人員配置の課題ということでしょうか。（「はい」の声あり）

現在3職種の配置はできており、運営している状況でございますが、前期、今年度から委託、新しくしております、前期3年間の中では、医療職の保健師または準ずる者の確保に苦労した部分がありました。なかなか法人内での異動というものが、医療職の場合難しい状況

もあつたかと思ひますし、コロナ禍の影響もあつたかと思ひますが、そういったことは  
ございました。なお、現在は確保しているということで、ご報告させていただいています。  
以上です。

○菅原委員長 鈴木委員。

○鈴木（新）委員 ありがとうございます。多分、担い手不足ということで、どこの業種も人手  
のね、担い手は少ないのかなと考えておりますが、ざっくばらんに市民の方からのご要望と  
いうのは、具体的にございますかね。

○菅原委員長 山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長 地域包括支援センターに関してのご要望という、くくり  
と合致するか分かりませんが、やはりちょっとした不安であったり、生活の不安というところ  
での相談もございますので、そういった部分の対応の部分が地域包括支援センターの核に  
なるものかと思っておりますので、お答えとさせていただきます。以上です。

○菅原委員長 鈴木委員。

○鈴木（新）委員 はい、ありがとうございます。

うちのおふくろも世話になった時期があつたものですから、非常にそういう高齢者も含めた  
センターのいろいろお知恵を拝借っていうのは非常に助かるかなあと感じたもので、ご質疑  
させていただきました。

次にですね、議案第75号ですね。資料No.20の74ページ、町内会等コミュニティ強化支援事業  
ということをお聞きしたいと思います。

地域住民の交流促進と集会所のにぎわい創出ということで、毎年コミュニティ助成金という  
のは10万円ほど頂いて、非常に効果的で、町内の地域の方も非常に喜んでいますが、第2弾  
みたいな形をつくっていただいて、地域コミュニティーで活用してくださいと、我々もなか  
なかコミュニティーセンター、集会所持っていますが、日ごろ使うケースがあまりなくて、  
やっぱり役員会程度しか使っていないというのが現状です。上限3万円までということで、3  
種類から5種類。もちろんお認め後ということなんでしょうけども、改めてちょっと非常に  
興味があつたので聞かせていただきたいのですが、お試し体験実施が10月から11月と考えて  
いるようですが、どちらでどこで開催しようとしているのかなということをちょっとお聞き  
したかったのですが。

○菅原委員長 小倉市民課長。

○小倉市民生活部次長兼市民課長 町内会等コミュニティ強化支援事業について、お試し会についてのご質疑をいただきました。こちらですね、例えば公民館やふれあいエスプ塩竈などを会場にしまして、公共施設などを会場にしまして、町内会の皆様にこういう機会を設けます、お試し会、説明会をしますということでお声がけをしまして、その際来ていただきまして、試していただいたり、見ていただいたりということを考えています。また、常に協働推進系の協働推進室にそちらのものを置かせていただきまして、例えば町内会の方、何か用事があった際に協働推進室にお寄りいただいた際には、こういったものをご用意していますので、ぜひお申込みくださいということをご紹介したいと考えております。以上になります。

○菅原委員長 鈴木委員。

○鈴木（新）委員 非常にありがとうございます。協働推進室にしてもらえばと思います。

その後購入、配布、使用開始を記載されていますが、これ、購入というのは、自治会、我々地域で買うものなのか、市役所でカタログかなんかで選ぶような方式で申し込むのか、この辺もちょっと分かるのであれば教えていただきたいと思います。

○菅原委員長 小倉市民課長。

○小倉市民生活部次長兼市民課長 購入のことについてのご質疑いただきました。

町内会で購入していただくのではなくて、市に何点か、こういったものを考えていますというものをご提示したものを市が購入して、町内会の皆様にお配りするということを考えております。

○菅原委員長 鈴木委員。

○鈴木（新）委員 ありがとうございます。それであれば非常に助かるし、支給とかね、選べるってことですかね。感謝申し上げます。

私も町内会の携わっているものですので、何かこうきっかけなり取っかかりがあつてですね、集まる機会があれば、コミュニケーションがあつて、防災とかいろんなことにもつながっていくのかなと思っていますので、感謝しております。ぜひお願いはしていくと思っております。

続きまして、議案第82号、資料No.20ですね。これは、すみません、86ページの件でございます。

消費税の過払いというものに係る和解に関して、非常に重大なお話が表にも出ておりまして、様々、1項1項ごとに説明は先ほど聞きましたが、消費税の国からの様々な課税対象外があ

ったりなかったり、確認不足で結局、結果的に10年間の中で、多大な金額が、約半分ぐらい、6,000万円のうち3,000万円ぐらい、2,700万円ほどなくなるような損失という、なのかと思います。正式に和解して締結されるとですね。

私がちょっとお聞きしたかったのが、この他市から情報を得てというのが文言にあったわけですが、もしかそれがなかった場合、じゃあ今日の今まで分からないのかなってというのが、ちょっと不思議で、単純に思ったんですが、その辺ちょっとどうでしょうかね。

○菅原委員長 鈴木生活福祉課長。

○鈴木福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長 それではお答え申し上げます。

先ほどご説明申し上げました、他市の過誤の状況というのは、具体的には新聞報道等で我々で確認させていただいたということで、我々常に一般紙含めて、そういった部分の情報収集もしくはインターネット収集しておりますので、そこでまず事実として、当市における状況を確認させていただいたと。また、そういった情報の収集が不可能だった場合どうするのかというご質疑かと存じますが、我々福祉部門では、近隣二市三町におきまして、いろいろと情報交換させていただいております。そうした中で、実は昨日も障害に関する会議を行わせていただいておりますが、各担当から、テーマを決めて会議を行いますが、それ以外にフリーで情報提供、お互いにやらせていただいておりますので、そういったところからも情報収集させていただいておりますので、いずれかの手法でもって、入手はできたのではないかと捉えさせていただいております。以上です。

○菅原委員長 鈴木委員。

○鈴木（新）委員 確かにいろんな飛び交う毎日のこの業務の形態の中で、課税じゃない課税があるとかいろいろあってということで、もちろんこれは毎日の日々の業務体系でやっているわけでございまして、もちろん民間企業も含めて、税の対策とか、いろんな支払いとかございまして。これ本当はそこを民間にも勤めている立場上ね、明らかにこれは申し訳ないんですけど、危機管理及び内部監査、外部監査をうまく利用してなかったのか、もしくは上級管理職の管理監督ミスってというのは、これ否めないんじゃないかと思っております。職員が3年に1回ずつ替わるとか、部課長が替わるとかして引き継ぎがないとかというのはあるかと思いますが、これは重大なこれ損失ですよ。2,700万円ってというのは、正直言ってとんでもない金で、個人で払えません、これ、到底ね。ですから、ちょっといずれにしろこの和解が成立して締結してね、議会で承認して、お金払うんですけれども、この辺はちょっと非常に

猛省をしていただきながら、次にこういう対策をして、この会議とかミーティングをして、マニュアルなんかをつくっていただいて、その確認作業とか、複数の確認をマニュアル化していただいて、誰が担当しても絶対そういう間違いのないような体制をぜひとも引いていただいて、逆に他市から確認されるぐらいの、これを機にね、ぜひとも、ちょっと厳しい言い方をさせていただきますが、お願いはしたいと思います。

次に、申し訳ないです、議案第89号、資料No.20の89ページに移ります。

塩竈市児童館及び塩竈市放課後児童クラブの管理者ということで、先ほどお話しした、前提としては労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団が、指定された。この要因としては、全国、仙台市にも児童館、放課後クラブが複数あって、かつ、福祉や多様な実績があるということで認められたということが来ているんだと思います。単純に今塩竈市内で放課後児童クラブというのは何か所あるんでしょうか。

○菅原委員長 鈴木子ども未来課長。

○鈴木福祉子ども未来部子ども未来課長 放課後児童クラブの数なんですけれども、浦戸を除く小学校にそれぞれございます。クラブ数としては、今現在15クラブで運営しております。

○菅原委員長 鈴木委員。

○鈴木（新）委員 ありがとうございます。この20ページに載っています、失礼しました。すいません、20ページに載っている、表記されている実績の定員数って、35、36って書かれておりますが、実際に、その定員に至っているのか、その辺の具合っていうかあんばいはどんなもんなんですかね。

○菅原委員長 鈴木子ども未来課長。

○鈴木福祉子ども未来部子ども未来課長 定員につきましては、現在、すみません、今ちょっと確認、数字だけ確認させてください。576名で、令和5年度は運営しております、現在405名の定員で、入っている人数としては576名となっております。すみません、平成5年度実績でございます。（「令和じゃないの」「平成じゃない」の声あり）ごめんなさい、令和です、申し訳ありません。

○菅原委員長 鈴木委員。

○鈴木（新）委員 これ、委託に変わるということで、今まで何十年とやってきたと思いますが、まず単純に、今までの課題点というのは、どこにありますかね。課題点、問題点をちょっとお聞かせ願いたいです。

○菅原委員長 鈴木子ども未来課長。

○鈴木福祉子ども未来部子ども未来課長 今回、第3期目の指定管理の募集だったんですけれども、やはり人材というところに大きく課題がございます。人材確保がやはり困難というところがございますが、今回の中では、なるべく子供たちに接する時間を多くということで、ICTなどを取り入れて効果的に運営していただくというところに視点を置かせていただいたところと、あとは安全確保というところに重点を置かせていただいております。以上です。

○菅原委員長 鈴木委員。

○鈴木(新)委員 では、ちょっと具体的に教えてもらいたいのですが、委託されるわけですね。ちょっと、私も今までに父兄からの問題相談とか、その教えている先生と子供たちとのトラブルだとか、今まで大きな事故がなかったのかなっていうのをちょっと、概要だけでも結構ですから、分かる範囲で結構ですから、教えていただければと思います。

○菅原委員長 鈴木子ども未来課長。

○鈴木福祉子ども未来部子ども未来課長 先ほどの数字だったんですけれども、最新の数字がありましたので、令和6年620名でお預かりしております。定員460名でございます。なので、たくさんのお子さんをお預かりしている中で、やはり、度々事故というのは起こり得るところでございます。あと、外遊びをたくさん取り入れていただいているので、小さな事故につきましても、起こることは起こるんですけれども、そのときの対応というところが重要だと考えてございまして、初期対応、非常に十分に行っております。すぐに何かございましたときには保護者に連絡をしたり、保護者の了承を得て病院に、児童クラブで連れていったりということと、あと起きた後のヒヤリ・ハットをつけて、その後の再発が起きないような対策は、市と一緒にワーカーズ・コープと現在は取っているところでございます。

○菅原委員長 鈴木委員。

○鈴木(新)委員 ありがとうございます。

もちろん、その問題点が出て、反省点を踏まえて、これも引継ぎ書みたいなのをきちんと作成していただきながら、新しい指定管理者、幾ら慣れていて、向こうにもデータは多分あるでしょうけども、塩竈の地域性という部分ももちろんございます。そんなことでですね、生活習慣の育成と教育の視点も取り入れながらということで、定着していきながら健康増進をしていただいて、塩竈のシビックプライドみたいなのも教えていただきながら、皆さんで私ども温かく見守るような、やっていきたいと思っておりますので、ちょっと長く質疑になりました。

たけれども、これで私の質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○菅原委員長 ほかにご発言はありませんか。柏委員。

○柏委員 柏でございます。よろしくお願いいたします。

資料No.20の議案第80号の資料についてお伺いいたします。ページ数は、45ページでございます。

塩竈市の生涯学習センター条例の一部改正について、お伺いいたします。（「これ、ちょっと委員会、違う委員会なので、総教になりますので、また。すみません」の声あり）失礼いたしました。じゃあ、はい、失礼いたしました。

○菅原委員長 いいですか。（「はい」の声あり）

では、ほかにご発言はありませんか。鈴木委員。

○鈴木（悦）委員 よろしくお願ひします。

私からは、資料No.20の3ページ以降になります。

本市の手数料条例の一部を改正する条例で、関連し合わせて議案、議案第58号から併せて関連するもので、第60号、62号、63号に関連して、お伺いいたします。

これまで、今回の料金改正、設定に関わる根拠であるとか、考え方のご説明をいただけてきました。その中では、本市の第5次行財政改革推進計画に基づいて原価計算、それから必需性、市場性を勘案して、したこと、また、近隣市町の状況なども参考にしたと説明を受けました。受益と負担の公平性、どれぐらいが妥当かということの見直しは否定するものではないんですけども、市民の負担になることでありますので、市民への説明、合意形成が大事になるかと思ひます。

そこで、お伺ひしますが、市民への説明会はどのように進められたか。また、出された主な意見であるとか、教えてください。

○菅原委員長 佐藤財政課長。

○佐藤総務部財政課長 まず、市民説明会をどのように実施したかということなんですけれども、まず6月26日、7月1日、7月2日、7月23日、7月28日ということで計5回やらせていただきました。その中でも様々なご意見はいただきまして、例えばパブリックコメントの件をご紹介しますと、当然、賛成的なものと反対的なもの、あったんですけども、例えば賛成的なものと言えば、議案の使用料、手数料の金額は説明を聞いていただいた中で妥当じゃないかというご意見ですとか、あるいは受益者負担、ごめんなさ



い、激変緩和措置の導入に関しても好意的に受けとめていただいた声もありました。あとはその説明の中でコンビニ交付ですとか、あるいは住民票の家族加算の部分についての金額差を設けることによってなお利便性が上がるんじゃないかという前向きなご意見もいただきました。それを今回の見直しの中でも反映、我々の中で再検討させていただいた内容にもつながっております。

あとは、否定的な意見として、もう当然住民負担の部分がある、当然ある話でもありますので、何でも値上げすればいいものでもないよという厳しいご意見もいただきました。

ただ、そういうのも含めまして、今回我々の説明については、説明そのものについては、結構、説明会を開いてくれてありがとうとか、意見を言う場を設けてくれてありがとうという声も最終的にはいただきましたし、大変我々としては意義のある説明会をできたのではないかと考えております。以上になります。

○菅原委員長 鈴木委員。

○鈴木（悦）委員 ありがとうございます。計5回開催ということですが、会場はそれぞれどういった会場だったのでしょうか。

○菅原委員長 佐藤財政課長。

○佐藤総務部財政課長 すみません、その5回の場所なんですけれども、6月26日はブルーセンターで、浦戸ブルーセンターでさせていただきました。7月1日は塩釜ガス体育館でさせていただきます。それ以降の7月2日、7月23日、7月28日の3回は、ふれあいエスプ塩竈で、これちょっと大ホール、一番広いホールでさせていただきます。

以上になります。

○菅原委員長 鈴木委員。

○鈴木（悦）委員 ありがとうございました。

会場の定数とかも影響するとは思いますが、参加人数では町内会自治会からの参加人数は、制限された中での開催であったようにも聞いております。

先ほどの説明いただいた中で、好意的なコメント、厳しい指摘とかあったと伺いましたけれども、市民説明会の中では、各種証明書の交付は市民にとって受益者負担になじまないというような感覚があるという声も聞いております。この物価の値上げラッシュが市民の暮らしを直撃しているわけです。また、コロナ禍の影響も残っている中、市民の負担が増えていきます。

議会初日の総括質疑でも出されたんですが、適正な受益者負担の在り方や、受益の基準は何か、考え方、指針といった資料も、議会、それから市民に示して納得していただくことが必要と考えていますが、いかがでしょうか。

○菅原委員長 佐藤行財政改革推進専門監。

○佐藤総務部次長兼行財政改革推進専門監 ありがとうございます。

受益者負担の在り方ということで、ご質疑いただきました。どうもありがとうございます。

我々、こう市民説明会させていただいている中で、様々ご意見いただいたというのは先ほどご答弁申し上げたとおりではございますが、その中で、改定後の使用料、見直し後の使用料に関しましては、しっかり過程も含めて、丁寧に市民の皆さんに説明してほしいと、そういった声もいただきました。

一番いい媒体は何かという、そういったサジェストをいただいたんですが、やはり広報しおがまですね、見てくださる市民の方がやっぱり多いということでございますので、議決いただきましたら、広報しおがまでもってしっかり広報、アプローチをして、引き続きしていきたいと考えております。

まず、見直しの根拠となる受益者負担ということでございますけども、やはり我々、この間ですね、受益者負担という考え方を導入せずに、消費税の改定など、そういった自然増的な見直しにのみとどまっていたと、そういった現状がございまして、今回この原価まで踏み込んでですね、ある意味では抜本的な見直しをするっていうのはある意味では初めての取組だということでございます。

具体的には、例えば体育館を利用させていただく方とか、あと、住民票などを取っていただく方ですね、そういった方たちに対しては経費の一定部分を、受益者負担ですね、負担いただくというような先行事例を見る限りでも一般的であり、最も重要な考え方であると承知してございます。我々、冒頭申し上げたとおり、要はこの見直しの進め方を先送りしてきたということもございますので、しっかり先行事例をフォローして、やり方に倣って進めていくのが重要だと考えておりますので、今回その、例えば原価計算というようなことになりましたが、そちらにまで踏み込んで見直しをさせていただくというようなことで、今回議案を提出させていただいたというような次第でございます。

○菅原委員長 鈴木委員。

○鈴木(悦)委員 根拠として自然増ということで、扱ってきたけれども、このたびは原価に踏

み込んで検討したと、ご説明いただきました。

公共施設の在り方ですけども、市民にとってはサークルであるとか、文化活動、健康づくり、それから地域活動を気軽に行うための場として提供されるべき施設だと思います。浦戸ステーションに関しては、島の内外からの利用者が増えてきているようです。なので、気軽に使いやすい提供っていうことが必要かなと思っております。そして、財政が厳しいという面だけでなく、公共の福祉に寄与する行政の役割をいかに果たすかという観点でも示していただくことを求めたいと思いますし、大事なことかと思っております。よろしく願いいたします。

(「よろしいですか」の声あり) 以上です。

○菅原委員長 ほかにご発言ありますか。辻畑委員。

○辻畑委員 まず、議案第61号の資料No.20の12ページにあります国民健康保険条例の一部を改正する条例についてで、ちょっと確認なんですけど、これまで進められてきました内容の継承の一本化によって紙の保険証が12月に廃止となっています。これに関連する条例の一部改正と捉えていいのでしょうか。

○菅原委員長 石村保険年金課長。

○石村市民生活部保険年金課長 国民健康保険条例の一部を改正する条例について、12月は保険証廃止に係る条例改正かというご質疑をいただきました。

さようでございます。国で法律改正、保険証廃止、それに伴う条項の削除、整理がなされましたので、引用している条例についても改正する必要があるというところでございます。以上です。

○菅原委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 ありがとうございます。それでは、次に行きます。

議案第64号、資料No.20の21ページ。

先ほどもありましたけれども、塩竈市地域包括支援センターの事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、これについて伺います。

この塩竈市内でも、人員の確保、中でも保健師等の医療従事者の確保が厳しいということを私も伺っていました。業務内容が多くて、新しく入っていただいた医療系の職員も間もなく離職される方もいるということもお聞きしました。

この資料の2の主な改正内容の①ですが、非常勤職員を常勤職員が勤務すべき時間数に換算、とあります。例えば半日勤務の非常勤の方だと、半日で帰らなきゃいけないという時間の制約が

生じます。こういう場合、業務の継続性にちょっと懸念がありますが、この点についていかがでしょうか。

○菅原委員長 山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長 ご質疑の時間が常勤職員ではない、時間が短い職員の場合に業務の継続性についてどうかというご質疑だったかと思います。

まず、こちらの条例の一部改正ですが、国の省令改正に合わせて改正をするものですが、この地域包括支援センターの業務は多岐にわたり、専門性の高いものでございます。ですので、非常勤の常勤換算に当たっては、欠員が生じた状況から、地域包括支援センターに報告いただいて、どういった確保や配置が可能なのか、丁寧に聞き取りをしながら、現実的に可能なのかというところを聞き取りをしながら、配置の継続性等も確認をしながら運営協議会に諮っていくようになるかと考えております。以上です。

○菅原委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 今のは確保という点であります、実際の業務をする上で、Aさんが半日で帰りました。次にBさんが午後から来ますということで、一生懸命やっているかと思いますが、業務の内容の継続性、そこについてちょっと、懸念があるということで質疑しました。もう一度お願いいたします。

○菅原委員長 山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長 非常勤職員を常勤換算で配置したときの業務の継続性ということでした。

この、今回、省令改正に当たって、なかなかほかの自治体でも事例というか、いろいろ意見交換を行っているものの、今同じ速度で改正を図っている状況で、継続性のところについて、きめ細やかな情報共有と引継ぎというところがポイントになってくるのかなと思いますが、そういったところも含めて、事業者と、実施する地域包括支援センターと、もしくは委託する事業者と、確認をしながら進めていかななくてはならないと考えております。以上です。

○菅原委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 はい、分かりました。

では次に行きますが、今現在、塩竈市では、市直営の浦戸の地域包括支援センターのほか、市内では4か所を民間に委託をされています。この改正後、この4つの包括のそれぞれ法人が違うんですが、この4つの包括の体制とか連携はどのように進めていくのか、お知らせく

ださい。

○菅原委員長 山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長 現在の委託をしている地域包括支援センター、4か所になりますが、現時点では、体制の変更は考えてございませんので、今後に向けて事象の発生を踏まえて考えていきたい、そのように考えております。

○菅原委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 説明によると、ここは4名にして、こっちは2名でいってというように、その地域の状況に応じて、人数が変わることはあるように書いてありましたが、塩竈市としては、当面はこの4つのところで、継続してやると考えてよろしいですか。

○菅原委員長 山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長 現時点では、令和6年の4月から新しくまた委託しておりますが、3職種の配置が確保されておりますので、そういった状況も踏まえて、現時点ですぐに変更というのは考えてございません。以上でございます。

○菅原委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 分かりました。ありがとうございます。

地域包括支援センターの役割というのは本当に高齢化が進行する中で、これからもますます広がっていくと考えます。市としてこの事業を始めるに当たり、それぞれの地域包括支援センターに対して本当に、前に言いましたが、離職される方もいるという、本当に厳しい中で、市に対しての何か支援というか、指導というのはどういうことを考えていらっしゃるでしょうか。

○菅原委員長 山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長 市からの地域包括支援センターの指導ということでよろしかったでしょうか。（「はい」の声あり）

地域包括支援センターには本当に様々な包括的支援事業を委託しているのですが、様々な多岐にわたる事業を委託しております。そちら国の基準に基づくものでございますので、国の基準に基づき、また市が求める仕様も示して、運営基準ですか、運営方針を示してございますので、それに沿って確認や指導をしております。

具体的には、定例の会議等でもそういった事業に関するきめ細やかな打合せを持ちながら、随時の相談に乗りながら進めておりますので、今後も継続してまいりたい、そのように考えてございます。以上です。

○菅原委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 定例の各地域包括支援センターと市の話合いというのはどれぐらいの間隔で行われているのでしょうか。

○菅原委員長 山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長 定例の管理者による会議は月1回を持っております。そのたびに随時必要に応じた、必要性が生じたときに、開催を、各職種しております。以上でございます。

○菅原委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 ありがとうございます。

では最後に1つ、もう一つですが、議案第89号、資料No.20の89ページ、塩竈市児童館及び塩竈市放課後児童クラブの指定管理者の指定についての概要について伺います。

私、玉川小学校のそばを歩いているときに、2回、学校から近所のふれあいエスパ塩竈に、玉川小学校はね、校内だけでは確保できずにふれあいエスパ塩竈を使っているということを知りました。たまたま2回とも天気いい日ではあったんですけども、何か、雨が降ったりとかあるかと思いますが、今の玉川小学校の学童クラブ、何か支障とかあるのか。また、安全は、安全に移動できているのか。お聞かせください。

○菅原委員長 鈴木子ども未来課長。

○鈴木福祉子ども未来部子ども未来課長 玉川小学校の児童クラブについてということでご質問を頂戴いたしました。

現在の玉川小学校、3クラブで運営しております、学校内に2クラブ、あとふれあいエスパ塩竈で1クラブということで、ご希望いただいた保護者の方、あとお子さんにつきまして、ふれあいエスパ塩竈でお預かりをさせていただいておりますが、その行き帰りにつきまして、職員、につきまして、安全にお送りさせていただいて、ふれあいエスパ塩竈から保護者の方に迎えに来ていただくということで、行き帰りの安全を確保されているということと、あとふれあいエスパ塩竈の中でも、きちんとルールに従って運営をしておりますので、現在のところ、事故等はございません。

○菅原委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 ありがとうございます。

あと、放課後の児童クラブの定員数、資料No.20の後ろには各クラブの定員とか、実際登録さ

れている人数とか、記載されています。本当にこの。ページ数ですか。（「後ろと言った」の声あり）後ろと言いました。では、94ページの後ろ、ちょっとお待ちください。今、94ページです。すみません。（「94」の声あり）94ページです。

これまで、年々この学童クラブを利用する子供さんがほとんどの、1つ、これを見たら1つの学校以外は、定員をオーバーしているという状況でした。例えば、令和7年度、さらに、さらにですね、応募が増えた場合、そういうときの対策というのは、市と事業者と検討しながらということではありますが、それでよろしいですか。

○菅原委員長 鈴木子ども未来課長。

○鈴木福祉子ども未来部子ども未来課長 児童クラブなんですけれども、やはりニーズは高まっていて、年々お子さんの数、増えているというところがございます。今回、先の5年を見越した指定管理者の募集ということで、その提案のプレゼンテーションの中では、やはり塩竈市の現状というところを加味して、事業者から独自の、市以外の放課後児童クラブのような子供たちの居場所をつくるという提案もございましたので、放課後児童クラブと併用してそういった、子供たちが放課後にいられる居場所というところを、令和7年からの指定管理の中で作り上げていくということで、今現在、指定管理者と検討を行っているところでございます。以上です。

○辻畑委員 はい、これで、ありがとうございました。

○菅原委員長 ほかにご発言はありますか。ありませんか。（「なし」の声あり）ありませんか。はい。

それでは暫時休憩いたします。

午前11時49分 休憩

---

午前11時52分 再開

○菅原委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにご発言はありますか。（「なし」の声あり）

なければ、質疑はこれで終了いたします。

続いて、討論を行います。討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

採決は分割で行います。

まず、議案第58号、第60号ないし第63号について採決いたします。

議案第58号、第60号ないし第63号については、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○菅原委員長 挙手多数であります。

よって、議案第58号、第60号ないし第63号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号、第75号ないし第78号、第80号及び第82号ないし第89号について採決いたします。

議案第64号、第75号ないし第78号、第80号及び第82号ないし第89号については、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○菅原委員長 挙手全員であります。

よって、議案第64号、第75号ないし第78号、第80号及び第82号ないし第89号は、原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会を閉会します。

ありがとうございました。

午前11時54分 閉会

---

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

民生常任委員長 菅原善幸